

学校給食費の無償化について Q&A

Q:給食を喫食している児童生徒の保護者ですが、近日中に不登校により、給食を長期にわたり欠食する予定です。何か手続きはありますか。

A:給食費の無償化後も、センターが給食の食数を正しく把握する必要があるため、学校給食を停止しようとする6日前までに学校給食等停止届に必要事項を記載し、学校長を経由して市長に提出していただく必要があります。また、長期欠食の期間中は特例給付金の対象とはなりません。

なお、市内小・中・義務教育学校に在籍し、フリースクール等に通うため、給食を停止している場合も同様に特例給付金の対象とはなりません。

Q:私の子どもは給食を喫食していますが、乳アレルギーのため牛乳を飲まず、お茶を家から持参しています。今までは差額を返金してもらっていましたが、無償化後はどのように変わりますか。

A:令和6年度までは、「①給食として緑茶を喫食」、「②お茶等を持参」の2通りの対応で、牛乳代金等の差額を精算・返金しておりましたが、無償化の開始に伴い、原則として①の対応となります。また、差額の精算は行いません。

Q:食物アレルギーにより給食で提供される牛乳のみ喫食し、他の給食は提供を受けず弁当を持参しております。無償化後はどのように変わりますか。

A:令和6年度までは、給食で提供される牛乳代金のみ、給食費として徴収しておりましたが、無償化に伴い、一部でも給食を喫食した場合は、最初から無償化の対象とし、牛乳以外の持参

する弁当用の食材費分について、特例給付金を支給することはいたしません。給食としての牛乳の提供を受けず、全部弁当持参となれば、特例給付金の支給対象となります。

Q:令和6年度までの学校給食費の未納分がありますが、無償化する令和7年度以降も納入する必要がありますか。

A:令和3年4月から令和7年3月分までの学校給食費未納分については、無償とはなりません。必ず納入してください。

Q:生活保護対象者ですが、無償化により手続きの変更はありますか。

A:生活保護世帯における学校給食費については、これまでは支給される教育扶助費のうちの一部として、対象世帯へ直接給付し、給食費を在籍する学校に納入していただいております。令和7年度からは、支給される教育扶助費のうち給食費分を控除して市の給食費に充当するため、対象世帯への直接の給付はなくなりますが、対象世帯から学校等への給食費の支払いも不要となります。